

住宅を改修された方へ 固定資産税減額制度のお知らせ

次の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分に限り、減額されます。減額を受けようとする場合は、工事完了後、3か月以内に申請してください。

【耐震改修工事を行った住宅】

既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡まで)が次のとおり減額されます。

耐震改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成31年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度	2分の1

要件 ①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)
②耐震改修費用が50万円以上
※①と②両方に該当する必要があります



【バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅】

既存住宅のバリアフリーまたは省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額(バリアフリーは100㎡、省エネ改修は120㎡まで)が次のとおり減額されます。

バリアフリー改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成31年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度	3分の1
省エネ改修工事の時期		
平成31年3月31日まで		

要件 改修工事費用が50万円以上で、当該家屋の床面積が50㎡以上であること。※どちらの工事の場合も貸家住宅は対象外です
工事内容により次の要件を満たす必要があります。

【バリアフリー改修工事の場合】

ア 新築された日から10年以上経過した住宅であること

イ 次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護または要支援認定を受けている方(介護保険被保険者証の写しをご提出ください)
- ・障がいのある方(障害者手帳などの写しをご提出ください)

ウ 改修工事が次のいずれかに該当すること

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・出入口の戸の改良
- ・滑りにくい床材料への取り替え

※ア・イ・ウすべてに該当する必要があります



【省エネ改修工事の場合】

①平成20年1月1日以前から所在する住宅であること

②窓の改修工事 ※必須工事
(二重サッシ化、複層ガラス化など)

③床・天井・壁の断熱工事

※①と②は必須。③の工事だけでは対象となりません。「②の工事」または「②と③の工事」を行った場合に対象となります



【耐震改修工事、バリアフリー・省エネ改修工事共通 申請方法】

改修工事後3か月以内に次の書類を添えて、税務課(役場2階)に申請してください。

必要書類 ・工事費用明細書 ・領収書 ・工事写真(施工前・施工後)
・改修工事が基準に適合することの証明書(バリアフリーは不要)

問合せ 税務課 資産税係 TEL83-1224

平成31年1月15日発行

広報まつだ

お知らせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL83-1222

町公式サイトアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

インフルエンザの予防

インフルエンザは、例年12～3月頃に流行し、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が拡がるので、予防が大切です。

インフルエンザを予防する有効な方法

- ①流行前のワクチン接種
- ②十分な休養とバランスのとれた食事
- ③外出後の手洗い、うがい
- ④適度な湿度(室内湿度50～60%)を保つこと
- ⑤マスクの着用(咳が出る方も咳エチケットとして)
- ⑥人混みへの外出はなるべく控える

【町の小中学生・高齢者の予防接種の費用について】

対象	助成金額・自己負担額
小学生	1,000円の助成を1年度に対して、2回まで
中学生	1,000円の助成を1年度に対して、1回まで
高齢者(65歳以上もしくは、身体障害者手帳をお持ちの60歳以上)	自己負担額1,500円

※指定医療機関など詳細は、お問い合わせください

問合せ 子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544

特定健康診査・高齢者健康診査のご案内

高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防や、ご自身の健康管理に役立てるためにも、定期的に健康診査を受診しましょう。

健診名	特定健康診査	高齢者健康診査
対象	40歳～74歳で町国民健康保険に加入の方 基準日：年齢などいずれも健診日 平成30年度中に町が実施する健康診査を受診されていない方	75歳以上の方
料金	1,500円	1,000円

健診場所 足柄上地区1市5町指定医療機関 **実施期限** 3月31日(日)

健診内容 問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・内科診察・心電図検査

申し込み・問合せ 子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544

町の生活排水について意見を募集します

足柄上地区の生活排水に関する長期的な計画である「生活排水処理基本計画」の見直しを行います。公共下水道の整備や、豊かな清流を維持するための河川環境整備など、住民と行政と事業者が一体となって、生活排水処理のあるべき姿を実現できる計画とするために、皆さんからご意見を募集します。

期間 1月25日(金)～2月15日(金)

閲覧場所 町公式サイト、環境上下水道課(役場1階)、寄出張所、町民文化センター、健康福祉センター

提出方法 環境上下水道課窓口で配布または、町公式サイトよりダウンロードした用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送もしくはFAXで提出してください。

問合せ 環境上下水道課 上下水道係 TEL83-1227 Fax83-5031

今月の納付

町 県 民 税 税 務 課 町 民 税 係	TEL83-1224
国 民 健 康 保 険 税 町 民 課 国 保 年 金 係	TEL83-1225
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 町 民 課 国 保 年 金 係	TEL83-1225
介 護 保 険 料 福 祉 課 高 齢 介 護 係	TEL83-1226

納期限は、1月31日(木)です。

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。

税金や保険料のお支払いは、納め忘れがない口座振替が便利です。お申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で受け付けています。(預貯金通帳、届出印をご持参ください)

国民健康保険被保険者人間ドック補助金

国民健康保険被保険者の疾病予防と健康の保持増進を図るため、人間ドック受診料の一部を補助します。

補助対象者 松田町国民健康保険被保険者で、次の条件を満たす方

- ①受診日において満40歳以上
- ②受診日において、国民健康保険に継続して1年以上加入している
- ③国民健康保険税の滞納がない

補助金額 2万円(受診料が2万円未満の場合は、その要した額)

補助回数 1年度につき1回

申請方法 受診日の10日前までに役場窓口で申請手続きが必要です。
受診後は受診結果、領収書、国民健康保険被保険者証をお持ちください。

問合せ 町民課 国保年金係 TEL83-1225

水道メーター器の交換にご協力を

水道メーター器は、計量法により有効期間が8年と定められており、町で順次交換(無料)をしています。「水道メーター交換委託者証」を携帯した指定工事店が交換にお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、交換後にメーター器付近などの漏水や、水の出が悪くなるなど、お気づきの点がございましたら、お手数ですがご連絡ください。

実施期間 平成31年3月まで

問合せ 環境上下水道課 上下水道係 TEL83-1227

狩猟期間のお知らせ

町でのニホンジカとイノシシの狩猟期間は2月28日(木)までです。また、キジやカラスなどその他の狩猟は、2月15日(金)までです。

山林作業や登山などで入山されるときは、事故防止のため、オレンジ色や黄色など、できるだけ目立つ服装を心掛けてください。

問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228

【予約制・無料】法律相談

予約制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 2月4日(月) 9:15～11:45 **場所** 役場3階 会議室

定員 6人(先着順) **相談員** 牧浦 義孝 弁護士

申込期間 1月18日(金)～2月1日(金)

8:30～17:15 ※土、日を除く

申し込み・問合せ 総務課 庶務係 TEL83-1221

